

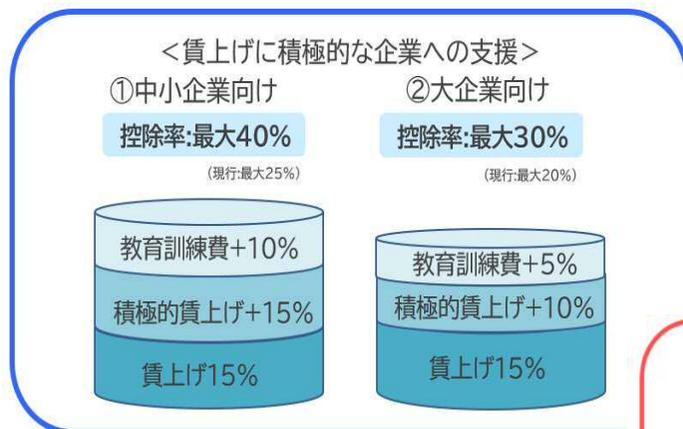
## ★要件が緩和されました！漏らさず押さえましょう！”賃上げ促進税制”★

### ◆賃上げ促進税制とは？

中小企業向け「賃上げ促進税制」は青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の条件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

### ◆賃上げ促進税制の概要

「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すため、賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されます。**賃上げに積極的な企業への優遇措置が拡大した一方**、収益が拡大しているにも関わらず賃上げも投資も特に消極的な大企業に対し、租税特別措置の適用を停止する措置が強化されます。



<賃上げに消極的な大企業への措置>  
③大企業の研究開発税制等の不適用措置

大規模な企業かつ前期黒字

賃上げ要件を強化!

※大規模な企業:資本金10億円以上かつ  
常時使用従業員数1,000人以上の大企業

賃上げ税制の詳細は、中小企業庁のHPでも  
確認頂けます。👉 <https://bit.ly/3DB3Fgl>

### ◆中小企業の賃上げ促進税制の拡充と制度変更の推移

賃上げ税制は変更点も多く、活用する時期によって要件が変わりますので、該当の決算期に合った制度をご確認のうえ、ご活用下さい。

#### ●「過去の所得拡大促進税制」（～令和4年2月決算）

- ・従業員の平均賃金upが条件 ※前年比1.5%以上
- ・控除率15% ※法人税の20%上限あり
- ・経営力向上計画、教育訓練費で控除率上乘せ可能(+10%)

#### ●「所得拡大促進税制」（令和4年3月決算～令和5年2月決算）

- ・従業員の総賃金upが条件 ※前年比1.5%以上
- ・控除率15% ※法人税の20%上限あり
- ・経営力向上計画、教育訓練費で控除率上乘せ可能(+10%)

#### ●「賃上げ税制」（令和5年3月決算～）

- ・従業員の総賃金upが条件 ※前期比1.5%以上
- ・大幅な賃上げupで控除率up(+15%) ※前期比2.5%以上
- ・教育訓練費で控除率上乘せ可能(+10%) ※前期比10%以上増加

### ◆確認したい3ステップ

- ①賃上げはできているか？
- ②経営力向上計画の認定は受けているか？  
(対象:令和4年3月決算～令和5年2月決算)
- ③教育訓練費は科目にあるか？

“賃上げ促進税制”が該当するかどうか？ご不明な点がございましたら、リタネッツまでお問合せ下さい。



# 電子帳簿保存法 電子インボイス制度

～今から取り組む、その必要性～

👉 電帳法と電子インボイスのポイント

参加  
無料

業務で対応する必要あるポイントは？

電帳法の2年猶予、実は迫っている期限、その理由  
何をしたらよいのか、どこからやったらよいのか  
今のままアナログ対応をした場合、確実に増えるその業務  
DXに繋がる、デジタルシフト

増える業務をデジタルシフトで対策する方法をお伝えします。

Zoom開催

2022年5月19日(木) 16:00 - 17:30 定員10名

スピーカー

株式会社CWM総合経営研究所 DX推進室 佐藤 弘志

お申込みは、下記にご記入の上、FAX：048-779-8892  
又は、ICTサイト <https://cwm-ict.com/contact/> QRコード



からお申込み下さい。

御社名	TEL	—	—
フリガナ お名前前	FAX	—	—
メールアドレス	@		

株式会社CWM総合経営研究所

〒330-0854

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16シーノ大宮ノースウイング4階

TEL：048-779-8891 FAX：048-779-8892 Mail：info@cwm-ict.com